

市民と市役所が

ツナガル通信

発行日：平成 30 年 3 月 5 日

発行元：ESD・市民協働推進センター

岡山市役所本庁舎 2 階

月～金曜日、9:00～17:00

TEL：086-803-1062

070-5055-7589



CONTENTS

- * 子どもの最善の利益を守るために！！
- * “市民協働局”と“保健福祉局”のコラボレーション！
- * 市民協働推進 Q&A
もっと情報公開を進めるには！？

子どもの最善の利益を守るために！！（H29 年度岡山市市民協働推進モデル事業より）

離婚時に夫婦間で面会交流の取り決めをしているのは母子世帯で 23.4%、父子家庭で 16.3%（平成 23 年厚生労働省調査）となっています。両親の離婚により片方の親と離れて暮らす子どもにとってはどちらの親も大切な存在で、面会交流によって離れて暮らす親の愛情を子どもが知ることや養育費の確保は、子どもが健やかに成長し健全な大人になることにつながります。しかしながら面会交流及び養育費に関する取り決めや合意が、離婚に際して行われていないケースが多数あります。NPO 法人岡山家族支援センターみらいと岡山市こども福祉課が、協働してこの課題解決に取り組む、離婚後の子どもの養育を両親が考えるきっかけとなるパンフレットの作成と無料相談会に取り組んでいます。



離婚のほとんどは協議離婚であり、届出窓口は市です。届出時に啓発・情報提供し、相談につながる適切な支援をするためには、市と協働することが有効と、NPO からの提案で実現したものです。パンフレットには、面会交流だけでなく養育費の問題など専門家の豊富な知識と経験に基づく情報や当事者目線の離婚を考えたときからのフローチャート、各機関への相談のタイミングなどを分かり易くまとめています。担当課からも窓口に来られた時の対応の目線や手に取られた状況の想定など活発な意見が出され充実した内容となりそうです。完成したら職員への説明会を行って、窓口での配布をスタートします。夫婦の別れがあったとしてもそれは子どもとの別れとイコールではありません。離婚が子どもの貧困へつながっていく場合も少なくなく、子どもの最善の利益を守るため、貴重な一歩になりそうです。パンフレットの完成が楽しみです！！

“市民協働局”と“保健福祉局”のコラボレーション！

「第 2 回おかやま協働のまちづくり賞表彰式」が「支え合いの地域づくり実践交流会」と合同で 2 月 18 日（日）に Junko Fukutake Hall で開催されました。表彰式で表彰事例を称えるだけでなく、記念講演・交流会を合わせて開催し、200 名を超える参加者が、地域づくりに生かしていこうと、学び合いました。「表彰事例にびっくり。私の地域でもがんばりたい」「参加者の幅の広さがすごい。出会えてうれしい」など、地域に支え合いの花が咲きつつある岡山市を実感♪2 つの局（課）の協働は、内容や参加者の幅広さなど相乗効果を発揮。ありそうでなかった“庁内協働”、広がるとイイな♪



「協働」に関する Q&A ～ 協働の理解を深めよう！！～

一昨年度より設置された ESD・市民協働推進センターには、市民や団体、市役所職員など多くの方が訪れます。その中でのご質問やご意見をこの通信で紹介し、協働について一緒に考えていきたいと思ひます。

Q.もっと情報公開を進めるには！？

岡山市 64 課の協働推進員の方々に、平成 28 年度協働事業に対して『協働の原則』に基づく評価項目で振り返り、以下に示している①～⑥の各項目について 5 段階で確認しました。

『協働の効果・評価』の項目に回答があった 31 事業の中で、①～⑤では、『できた』の項目が最も高いのですが、⑥に関しては『少しできた』が最も高くなりました。プロセスや結果をどのような形で市民に公開できているのか、今以上に行う必要はあると感じている方が多いようです。

(A：できた、B：少しできた、C：どちらとも言えない、D：あまりできなかった、E：できなかった)

<p>① 相手の立場を尊重し、違いを認め、お互いに理解し長所を活かすことが出来た。</p>	<p>② 解決すべき課題は何か等、協働する目的を明確にし、共有することが出来た。</p>	<p>③ 相互の役割分担について、合意により決定し役割を果たすことが出来た。</p>
<p>Legend: ■ A:できた, ■ B:少しできた, ■ C:どちらとも言えない, ■ D:あまりできなかった, ■ E:できなかった</p>		
<p>④ 活動の場に置いて互いに対等な関係を保つことができた。</p>	<p>⑤ 互いに依存や不当な干渉をすることなく、自主性・自立性を尊重して行動できた。</p>	<p>⑥ プロセスや結果等の情報を公開し、市民への説明責任を果たすことができた。</p>

岡山市協働のまちづくり条例の協働の基本原則に、『公開の原則：常に相互の関係及び協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること』とあります。市の事業ならば、市民への説明責任が発生することは当然ですが、協働事業の効果を高めるうえでも情報公開は重要になります。

広く情報が公開されることで、協力者の拡大、参加者の増加、認知度の向上だけでなく、同様の課題解決に取り組む他の団体への学びや連携など、想定以上の波及効果を生み出すことが期待されます。そのため、広報や成果報告だけでなく、できるかぎり事業の過程を公開して、より多くの市民との接点をつくり、関心を高めることを意識したいですね。

事業の告知、参加者募集などの情報は発信していても、事業の経過や成果の発信が少ないのではないのでしょうか。事業経過は SNS などの活用も有効です。情報量が多い実績報告などはウェブサイトで公開する場合がありますが、協働推進サイト「つながる協働ひろば」もご活用くださいね！